

大学設置・学校法人審議会審議事項の整理 (大学の質保証システムに関する検討課題)

I. 設置認可前の質保証システム（設置認可審査等の在り方）について

【大学設置認可の在り方の見直しについて】（平成25年2月4日、大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会）において、今後の設置認可の在り方について報告書が提出。

「1. 運用の改善などにより早期の実施が期待される事項」：（対処済）

以下の「早期の実施が期待される事項」については、既に本年度から実施されている。

- ・ 学生確保等に係る審査基準の明確化
- ・ 全体構想審査の実施（含：自治体への聴取）
- ・ 学生確保の見通し等の審査体制の充実
- ・ リスクシナリオの確認

「2. 速やかな具体化に向けた検討が期待される事項」：

以下については、「さらに具体的内容の検討が必要であり、また、実施に際して一定の準備期間を設けることが適当なものも含まれている」とされており、中央教育審議会や大学設置・学校法人審議会において、具体化に向けて検討を行う予定としている。

(1) 設置基準等の明確化：

「基準の解釈を明確にし、運用の透明性を高めるため、平成15年の準則化の際に廃止された細則的基準のうち、その後の社会変化等に照らし必要なものを規定し直すなど、抽象的基準を明確化し、基準の一覧性をさらに高める。」

→ 中央教育審議会大学分科会大学教育部会において検討。

(2) 学校法人のガバナンスの確保：

「公共性の高い学校法人の適正な管理運営を確保するため、適切なガバナンス（内部統制やコンプライアンス等（設置認可後を含む））の確保や財務情報の公開について、審査基準において明確化する。」

→ 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会において検討。

(3) 審査スケジュールの見直し：

「より充実した審査を行うために審査期間を延長するとともに、認可後に余裕をもって学生募集が行えるよう、認可時期の早期化を検討する。」

→ 大学設置・学校法人審議会大学設置分科会及び学校法人分科会において検討。

【具体的な検討課題例】

・審査スケジュールの在り方：

- ① 「大学新設案件」については、現行の審査スケジュール（＝開設年度の前年の3月末申請及び10月末認可を「開設年度の前々年の10月末申請及び同前年の8月末認可（＝10ヶ月の審査期間（3ヶ月分の期間延長）及び2ヶ月の認可時期の早期化）」と変更すること、
- ② 「学部等新設案件」については、現行の審査スケジュール（＝開設年度の前年の5月末申請及び10月末認可（5ヶ月の審査期間）を、「開設年度の前年の3月末申請及び同前年の8月末認可（＝5ヶ月の審査期間及び2ヶ月の認可時期の早期化）」と変更すること、
- ③ 「収容定員増案件」については、現行のスケジュールの通りとすること、
- ④ 上記①－③の施行対象年度は「H28年度から」とすること、等に関する事項の在り方。

（4）申請書類の作成方法の明確化：

「審査に必要な情報を的確に入手できるようにし、かつ、申請者側、審査側双方の事務負担を軽減するため、財産目録等の申請書類について、作成方法の詳細なルール化やマニュアル化を一層図る。」

→ 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会において検討。

（5）設置に必要な財産確保の徹底：

「設置計画に係る財務計画の妥当性を十分確認することが重要であるため、寄附金等に係る提出書類の充実などにより、実態を伴った寄附であるかどうかを厳格にチェックする。同時に、虚偽申請や認可後の不適正な状況があった場合等のペナルティを強化する。」

→ 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会において検討。

（6）その他設置認可審査に係る事項：

（特に、届出設置制度の見直し）

→ 大学設置・学校法人審議会大学設置分科会及び中央教育審議会大学分科会大学教育部会において検討。

【具体的な検討課題例】

・届出制度の見直し：

届出設置制度における組織改編の抜け穴的な事例を踏まえ、学位の分野の在り方や学際分野の取扱について検討。具体的には、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」（平成15年文部科学省告示）を改正し、①目的養成分野については、学位の分野に関する括り方を整理し、目的養成分野について独立した分野として取り扱うこととすること、及び②学際領域分野については、「ア：学際分野でも主たる分野が特定できる場合にはその主たる分野に係る変更についてのみ届出が可とすること」、及び「イ：学際分野であって、それぞれの学位の分野が特定でき、大学全体として学位の分野が増えない場合の変更についてのみ届出が可とすること」などがあり得るが、そのような届出設置の在り方。

Ⅱ. 設置認可後の質保証システムについて

「3. 大学の質の向上のため、設置認可の見直しと併せて、継続的に改善、充実を図っていくべき事項」:

以下については、「設置認可の見直しと併せて継続的に改善・充実を図っていくべき」とされており、中央教育審議会や大学設置・学校法人審議会において、具体化に向けて検討を行う予定としている。

(1) 認可後の事後チェック機能の強化を含む、質保証のトータルシステムの確立:

→ 大学設置・学校法人審議会大学設置分科会及び中央教育審議会大学分科会大学教育部会において検討。

【検討課題例】

・ アフターケア（＝設置計画履行状況等調査）の在り方:

アフターケア（以下AC）について、ACと認証評価との空白期間の見直し及び連携の促進、AC委員会の審査運営・役割・権限等の明確化、及び学校教育法第95条を踏まえた同法第15条の勧告等の審議の在り方の整理などに関する制度の見直し。

・ 専門的な指導及び助言体制の在り方:

設置認可後の高等教育機関の質保証について、認証評価と文部科学省の指導・助言等に加えて、認証評価等の結果によって不適切な事例が判明した場合などに、私学の法人経営面の「学校法人運営調査委員」のように、教学面では「視学委員」の制度を活用することが考えられるが、その在り方を含め設置認可後のトータルの質保証システムの在り方。

(2) 大学の閉鎖等の場合の学生保護の仕組みなど、退出の制度設計:

→ 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会において検討。

(3) 学生等の立場に立った情報公開の一層の促進:

→ 大学ポートレート（仮称）準備委員会において検討。

・ 大学の教育情報の公表及び活用の共通枠組み（大学ポートレート（仮称））の構築に向けて検討中。

Ⅲ. その他設置認可審査の過程で見られた諸課題について:

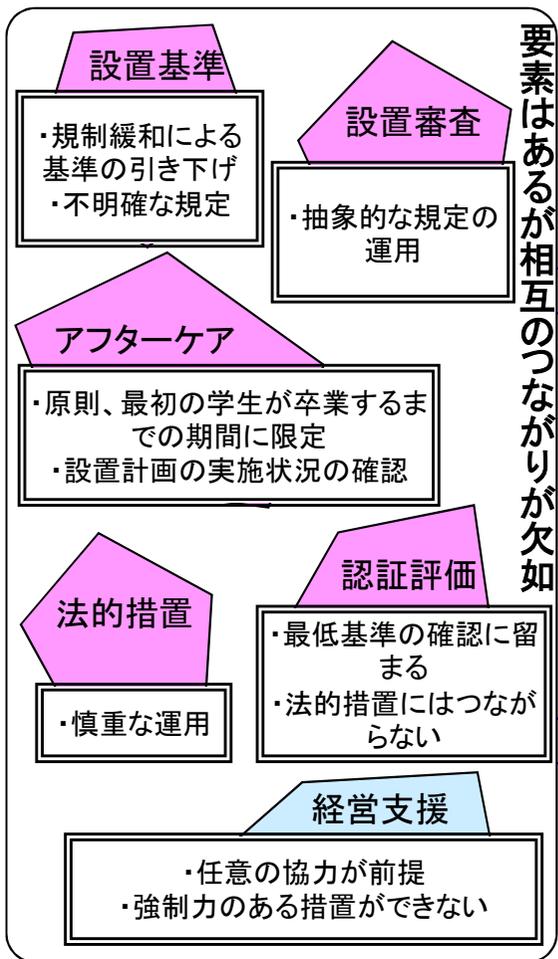
→ 大学設置・学校法人審議会大学設置分科会及び中央教育審議会大学分科会大学教育部会において検討。

(1) 設置認可審査方法における諸課題: ①対象組織に係る上位組織の取扱い、②収容定員増の審査における大学全体の質の保証の審査の在り方、③学際領域の取扱い、④設置計画の根幹に係る補正を行う場合の取扱い、⑤著しい定員割れが既設組織にある場合の新設組織の取扱い、など。

(2) 設置基準や学位規則等の制度と関わる諸課題: ①全学的な教学マネジメント体制に関する審査、②キャップ制に関する課題、③授業科目の体系性・順位性（ナンバリング）に関する課題、④多様な学位名称における通用性に関する課題、⑤シラバスに関する課題、など。

設置認可後の質保証システムについて

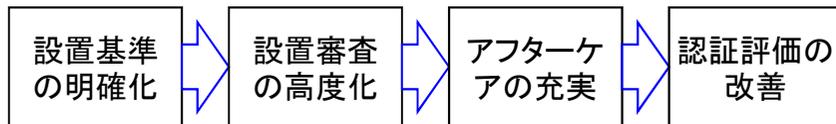
これまでの取り組みと課題



H26年度から直ちに実施

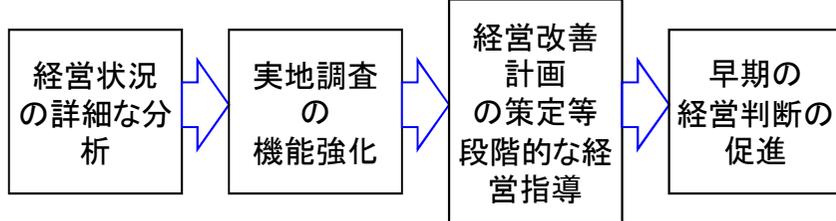
教学の質保証のトータルシステムの確立

設置基準の明確化等による一貫したシステムにより、大学の質を確実に保証する。



早期の経営判断を促進するシステムの確立

経営上の課題を抱える学校法人について、実地調査等を経て早期の経営判断を促進する。



H26年度以降実施・検討

法令違反等、教学上問題がある大学に対しては、改善勧告・改善命令・組織廃止命令（学校教育法）

社会のステークホルダーの信を得られる質の高い大学を保証するシステム

経営改善の見込みがなく、教育の継続に悪影響を及ぼす学校法人に対しては、役員解職勧告・解散命令（私立学校法）

社会変化に適應できない大学等の退場

（必要により、法令上の措置も検討）

メリハリある私学助成や経営指導・支援を積極的に行う。

大学としてふさわしい実質を有するものについては、それぞれの特性を活かした機能別分化に応じた適切な支援を進める。
→教育水準が保証された、多様な教育機会を国民に保障

私大・短大の募集停止、再編・統合

| | 募集停止 | | 再編・統合 |
|---------|------|------|-------|
| | 大学 | 短大 | |
| 15-19年度 | 2大学 | 30短大 | 0校 |
| 20-24年度 | 8大学 | 25短大 | 11校 |

慶應大・共立薬科大
関西学院大・聖和大
上智大・聖母大
など